

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和4年3月4日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時38分

出席者 委 員 副委員長 森 戸 雅 孝

大 谷 好 一 茂 呂 健 市 福 富 善 明

大阿久 岩 人

傍 聴 者 古 沢 ちい子 内 海 まさかず 小久保 かおる

針 谷 育 造 千 葉 正 弘 白 石 幹 男

広 瀬 義 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

主 査 藤 澤 恭 之 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇	梶	貴	丈
都 市 建 設 部 技 監	石	塚	昌	平
道 路 河 川 整 備 課 長	増	山	輝	之
道 路 河 川 整 備 課 治 水 対 策 室 長	瀬	下	敏	行
道 路 河 川 維 持 課 長	深	津		悟
都 市 計 画 課 長	高	野	義	宏
市 街 地 整 備 課 長	大	塚	和	美
公 園 緑 地 課 長	芳	野	英	明
建 築 住 宅 課 長	稲	田	菊	二
建 築 指 導 課 長	大	橋		涉

令和4年第2回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和4年3月4日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第19号 栃木市自転車等駐車場条例の制定について

日程第2 議案第30号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第31号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第34号 栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について

日程第5 議案第39号 財産の取得について

日程第6 議案第40号 市道路線の認定について

日程第7 議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）

日程第8 議案第18号 令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○副委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○副委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○副委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第19号 栃木市自転車等駐車場条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 皆様、おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました、議案第19号 栃木市自転車等駐車場条例の制定について説明を申し上げます。議案書は1ページから4ページ、議案説明書は1ページでございます。

初めに、議案説明書の1ページを御覧ください。条例制定の提案理由であります。自転車利用者の利便に供するとともに、自転車等の放置を防止し、並びに都市の美観及び良好な交通環境を保持することを目的として、栃木市自転車等駐車場を設置するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の1ページを御覧ください。議案第19号 栃木市自転車等駐車場条例を次のように制定したいというものでございます。

制定する条例の内容につきましては、次の2ページを御覧ください。まず、第1条では施設の設置について、第2条では用語の定義について、第3条では施設の名称及び位置について定めておまして、市が設置し、現在管理する施設は、新大平下駅西口自転車駐車場、新大平下駅東口自転車等駐車場及び大平下駅自転車等駐車場の3か所でございます。

第4条では、駐車対象車両について、施設の構造により駐車できる車両の種類を、新大平下駅西

口は自転車のみ、新大平下駅東口及び大平下駅は自転車及び原動機付自転車と定めるものであります。

第5条では、使用料について、使用料は無料とする。第6条では使用の制限について、第7条では禁止行為について定めるものであります。

第8条では、長期間継続して駐車されている自転車等に対する措置について定めるもので、栃木市自転車等の放置防止に関する条例の放置自転車等に対する措置規定と同様に、第9条では費用の徴収等について、第10条では自転車等の処分についてそれぞれ定めております。

次の第11条では損害賠償について、第12条では委任についてでありまして、この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は規則で定めるというものであります。

最後に、附則といたしまして、本条例は、令和4年4月1日から施行したいというものであります。

以上で議案第19号 栃木市自転車等駐車場条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 第10条、一定の期間を経過したというところなのですから、一定の期間というのはどのぐらいの期間を表示するのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 第10条に定めます一定の期間につきましては、一応3か月を規則のほうで定めていく考えでおります。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 次の要綱に、当該自転車等の処分ということで明記されていますけれども、処分はどのような処分をしていくのでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 一応クリーンセンターのほうで処分してまいりたいというふうに考えています。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 冒頭に、これには賛成でございます。

ただ、ちょっと聞きたいのですが、第5条の中で、駐車の使用料は無料とあるのですが、この職業の、私たちが育つ頃は、駅前に自転車預かり所というのがありましたよね。そういう件数というのは分かるのですか。今現在営業としてやっている自転車預かり業。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 大平地域の自転車駐車場等については、預かり所はなかったかと。
ただ、栃木市全体では、栃木駅周辺とか、そういったところには現在も預かり所は存在しておりますが、数のほうはすみません。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは大平ということなのですが、そこにはなかったということですね。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） そこが確認をしたかったところでございます。営業としてやっている職業があれば、そこと話合いというか円満解決していかないと、やはり無料と第5条にありますので、その辺が私も少し心配することと、そして今言われたとおり、栃木市にも幾つかあると思うのですが、これがどのように波及してくるのか、その辺が心配だからお聞きしました。

以上です。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第30号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） それでは、私からご説明申し上げます。

ただいまご上程いただきました、議案第30号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書は35ページ、議案説明書のほうは89ページでございます。

初めに、議案説明書の89ページ、こちらを御覧ください。提案理由につきましては、都市計画法施行令の一部改正に伴うものでございまして、改正の概要につきましては、都市計画法第34条第11号の規定により、条例で指定する土地の区域を改めることですが、少し具体的に申し上げますと、本市の条例によりまして、市街化調整区域において開発行為が認められております、いわゆる50戸連檐制度による開発許可の対象の区域、こちらを一部見直すものでございます。

次の90ページ、91ページを御覧ください。こちらが改正となります第3条の新旧対照表でありまして、アンダーラインの部分の改正により、基本的には政令の改正による引用条項のずれ、こちらを整理するものでございまして、これは具体的に申し上げますと、地滑り防止区域とか土砂災害警戒区域、そういったものを規定しております。そういった部分についての開発を規制するということを規定しております。

それに加えまして、今回の改正によりまして、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応するために、開発許可の対象区域から、より一層災害のハザードエリア、これを除外すること、これも具体的に申し上げますと、洪水時の浸水深ですね、水の深さ、こちらが3メートル以上の区域、それからあとは家屋倒壊等氾濫想定区域、これは河川沿いなどにあるのですけれども、こういった部分を許可対象から除くというものでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思います。36ページをお開きください。こちらが条例の制定文でございますが、内容につきましては、ただいまご説明したものとなりますので、省略させていただきます。附則でございますけれども、この条例は令和4年4月1日から施行することということ、また改正条例につきましては、施行日以後に申請された開発行為、こちらについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 改正条例で浸水深3メートル以上の箇所を除外することを今お聞きしたのですけれども、言ったほうがいいのか、言わないほうがいいのか分からないけれども、その地域のこ

とについては、あまり細かく説明すると問題があるかなと思うのですけれども、そこらのところは、地域性でお話できますか。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 浸水深が3メートル以上のエリアというのは、まさに福富委員がご心配されているところ、どちらかといいますと藤岡地域のほうに、本市で言いますと南のほうに多くございます。そちらのほうにつきましては、やはりハザードマップの中で、これは図示されておりますけれども、3メートル以上になってしまうというエリアが比較的多い。北のほうに行きますと、西方とか都賀のほうは、勾配の関係、山間部というところもあるでしょうけれども、あまりそういうエリアは認められないというふうな状況でございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 確認なのですけれども、その浸水地域については、ハザードマップで明記してあるということよろしいでしょうか。

○副委員長（森戸雅孝君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） そのとおりでございます、随時見直しのたびに、3メートル以上のところについては開発区域から除外していく、それはハザードマップのほうに図示されているということでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第31号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 本日はよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました、議案第31号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は37ページ、議案説明書は93ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、住宅の品質確保の促進等に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等を改め、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率に関する特例許可申請手数料を定めること、別表第2関係でございます。

参考条文は省略させていただきます。

それでは初めに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の概要につきましてご説明申し上げます。この法律は、長期にわたり、良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた良好な住宅の普及を促進するために平成20年に制定されたもので、長期優良住宅建築等計画の認定に関する手続や認定基準などが定められております。

長期優良住宅の認定を受けるための具体的な措置といたしましては、数世代にわたって構造躯体が使用できるような劣化対策を講じる、断熱性能などの省エネルギー性能の確保を行う、定期的な点検、補修などに関する維持保全計画を策定することなどとなります。

それでは、改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。議案説明書の94ページ、95ページをお開きください。左側、現行の別表第2の41の項、手数料を徴収する事項の欄内につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条の改正に伴い、アンダーライン箇所の引用条項を右側改正案のアンダーライン箇所のとおり改めます。

続いて、左側、現行の手数料の名称及び区分及び手数料の金額の欄内における同項1の（1）、新築の場合につきましては、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、審査が合理化されたことから、次のとおり改めます。

まず、アのアンダーライン箇所につきましては、右側改正案のアンダーラインの箇所のとおり改め、94ページ及び96ページの（ア）の一戸建て住宅の場合の手数料、（イ）の共同住宅等の場合の手数料の表中におけるアンダーライン箇所の金額につきましても、95ページ及び97ページのアンダーライン箇所のとおり、それぞれ改めます。

次に、96、97ページをお開きください。左側、現行における同項1の（1）のイ及びウのアンダーライン箇所を削り、ウを右側改正案のイに改めます。

次に、左側、現行下段の同項1の(2)、(1)以外の場合でございますが、新築の場合と同様に、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、審査が合理化されたことから、右側改正案のアンダーライン箇所のとおりに改めます。

続いて、98、99ページをお開きください。42の項、43の項につきましては、まず42の項につきまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、認定手続が合理化されたことから、左側、現行の42の項を削り、100ページ左側、現行の43の項、長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定を42の項に改め、99ページ、右側、改正案の42の項のアンダーライン箇所のとおりに改めます。

続いて、100ページ、101ページをお開きください。右側改正案の43の項につきましては、長期優良住宅普及促進法第18条の第1項の規定に基づく許可制度が設けられたことから、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率に関する特例許可申請手数料を新たに定めます。

続きまして、議案書の41ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は、附則の日から施行するとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の栃木市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものがございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） ご苦労さまです。手数料はもう半分ぐらいになっているところもありますけれども、全体的に手数料が安くなっている傾向なのですけれども、どんなような努力というか改良をされているのか、ちょっと具体的に、一般の人が分かるようにお話をしていただきたいのですけれども。

○副委員長（森戸雅孝君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 結構これはたくさん変わっているようで、なかなか難しいのですけれども、まず手数料につきましては、長期優良住宅につきましては、まず第三者機関のほうにおきまして、長期優良住宅について認定できるかどうか、まず審査していただきます。そのときに、今まで長期優良住宅の認定制度としまして、適応証というものが発行されました。それともう一つが、住宅性能表示制度に基づく性能評価書も使えることがありました。その2つを持って我々の行政庁のほうに認定するというような状況があったわけです。

それが、今回、2つの制度を使う中でも、認定基準が一部違っていたというのがございまして、

その認定基準を統一しましょうということで、また認定基準の項目の中身を少し変えましょうということで、認定が一緒になったということで、まず金額が統一されたということがございます。

その中身のほうにつきましては、主に認定をする内容としましては、劣化対策としまして、図面を見ていただいて、床下の空間がどれくらいあるかとか、どんな材料が使われているかとか、そういった基準。また、耐震性としましては、耐震性能が通常よりも1.25倍以上でできているかどうかという基準。あと、維持管理の容易性としまして、点検コードか配管が容易に交換できるかどうかという基準。エネルギーとしまして、断熱性能が、断熱エネルギーと同様なように、断熱の性能がちゃんと高まっているかどうかという基準をそれぞれが確認しまして、それをもって発行して、市のほうに提出するというような状況になっております。

以上になります。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 参考までにちょっと聞きたいのですが、これは栃木市独自に勉強というのか、他市との比較というのも幾らかしたのか、その辺を教えてください。

○副委員長（森戸雅孝君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） これは、県内一律、統一としておりまして、行政庁でも同じ仕様となっております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私は何を質問したかといいますと、やはり住宅というとお金の問題は、建て主に最終的にかぶってくるのです。そうすると、やはり今の若い人たちは、インターネットできちっと調べるものですから、その辺は最善の、早く言えば、安いものはきちっと安くしたほうが、やっぱり若い者がまちにうちを造りやすい。その辺は努力していただきたいという要望でございます。

以上です。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第34号 栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） それでは、改めましてよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました、議案第34号 栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定についてご説明をいたします。議案書のほうは47ページ、議案説明書は116ページでございます。

初めに、議案説明書の116ページのほうを御覧ください。提案理由に記載のとおり、栃木駅前市有地土地利用事業における施設整備、こちらは栃木市シビックコア重点整備地区の最後の事業になりましたけれども、おかげさまで、こちらが今年度完了いたしましたことから、当該委員会を廃止するために本条例を廃止するというものでございます。

それでは、議案書のほうにまた戻っていただきまして、48ページのほうをお開きいただきたいとします。条例の制定文は記載のとおりでございますが、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、簡単でございますが、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 改めまして、よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第39号 財産の取得について説明を申し上げます。議案書は53ページ、議案説明書は144ページから146ページでございます。

初めに、議案説明書の144ページを御覧ください。財産取得についての提案理由ですが、小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業用地として、栃木市都賀町地内の土地を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、145ページを御覧ください。今回取得する財産につきましては、不動産調書のとおり、事業施行地区内の土地11筆でございます。参考といたしまして、146ページに事業施行地区の区域を示しております。

次に、恐れ入りますが、議案書の53ページをお開きください。取得する財産の内容についてであります。1の財産の表示につきましては、取得する財産の種別は土地、地目は田及び畑、面積は1万2,197平方メートル、所在は栃木市都賀町平川玄番内309番1ほか10筆でございます。

2の取得方法につきましては随意契約による買入れで、3の取得予定価格につきましては3,731万1,170円でございます。

4の取得相手につきましては、栃木市都賀町地内に居住する地権者のほか2名の地権者でございます。

なお、事業用地の取得状況につきましては、昨年12月定例会の時点から約7%増え、全体で約61%となっております。

用地取得につきましては、引き続き地権者のご理解とご協力が得られますよう交渉してまいりた

いと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、議案第40号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） ただいまご上程いただきました、議案第40号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は54ページ、議案説明書は147ページです。

初めに、議案説明書147ページをお開きください。提案理由であります。栃木地域内及び岩舟地域内の開発行為により帰属された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、148ページの市道路線認定位置図であります。市道11417号線につきましては、旭町地内において、民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が約139メートル

ルであります。

続きまして、149ページの市道12335号線と市道12336号線につきましては、大宮町地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、合計延長が約290メートルであります。

続きまして、150ページの市道14375号線につきましては、菌部町4丁目町内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、延長が約135メートルであります。

続きまして、151ページの市道61278号線と市道61279号線につきましては、岩舟町静地内において民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、合計延長が148メートルであります。

次に、議案書54ページをお開きください。ただいま認定位置について説明いたしました6路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 認定していただいてありがとうございます。

一般住宅でU字溝ないし排水関係やるのですけれども、住宅地から雨水がなかなかうまく排出できないという状況の中にあるのですけれども、そこら辺等の認可というのは確認されていますか。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 今回認定するものにつきましては、市の認定基準に基づき具備要件に全部整っているもので、雨水については問題ないというふうに考えております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 確認なのですが、今民間企業の造成で市道に認定ということになるのですが、大変申し訳ないのですけれども、これは要するに設備の基準というのは、市のほうではきちっと確認をしながら施工はしているのですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 民間開発において開発される道路につきましては、最終的には市道のほうに移管されるということで、うちのほうから事前に、申請が出された段階で、協議は受けていまして、それで認定できるかどうか、その辺の状況は確認しているところでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） もう一度確認したいのですが、要するに図面と完成品を確認するのか、それとも途中の事業工程というものも見ているのか、その辺が聞きたかったのです。

○副委員長（森戸雅孝君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 開発行為が行われますと、例えば道路内に浸透槽とか設けられ

ることがあると思いますが、そのときにはうちのほうでも確認を行っていきまして、最終的には開発行為の完了検査というのが行われますので、その際には、うちのほうの担当職員の立会いにおいて確認はしているというところでございます。

○副委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第12号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第7、議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） ただいまご上程いただきました、議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出から説明しますので、66、67ページをお開きください。2款1項5目財産管理費であります。所管関係部分について説明しますので、右の説明欄を御覧ください。下から1行目、市有建築物外壁調査業務委託費につきましては、外壁調査業務委託の入札により、不用額が生じました委託料を減額するものであります。

少し飛びまして、90、91ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について、補正額は

510万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、岩舟町小野寺地内において、県が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する地元自治体の負担であり、本年度実施事業費に合わせまして負担金を増額するものであります。

続きまして、2目建築指導費の補正額は2,613万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。狭あい道路整備補助金につきましては、主に社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて執行額を見直したため、減額をするものであります。

次の建築指導業務支援システム整備事業費につきましては、主に指定道路図作成業務の入札により、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業費及びブロック塀等撤去改修工事費補助金につきましては、防災・安全交付金の交付決定額に合わせ、執行を見直したため、補助金を減額するものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費について、補正額は1,150万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給料について不用額が見込まれるため、減額するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の道路台帳整備委託費につきましては、台帳の補正作業を要する路線が想定より少なかったことにより、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、2目道路維持費の補正額は2,360万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道維持管理費につきましては、新斎場周辺整備事業に伴う市道の樹木伐採業務委託について、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度予定の大平町横堀地内市道1001号線舗装修繕工事を前倒し執行するため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費の補正額は945万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度予定の工事を前倒し執行するため、交通安全施設整備事業費を増額するものであります。

次の市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、農業用水管の移設工事に必要な設計に際し、試掘調査を行った結果、既設の管を切り回す工事で対応できることになったため、委託料を減額するものであります。

次の道普請事業費につきましては、測量業務委託の入札により、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の市道23037号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、関係地権者と協議の結果、用地を無償で貸借することになり、用地取得に伴う諸費用が不要になったため、委託料、土地購入

費及び補償金を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、改良工事で発生する残土の受入れ地の見直しによる運搬費の減及び工事の入札により不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の市道14239号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、電柱及び通信設備移設費の精算の結果、不用額が生じた補償金を減額するものであります。

次の市道2083号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、水利関係機関との協議により、歩道の構造の一部見直しによる減及び工事の入札により不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の市道1055号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、工事の入札により不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の市道61074号線道路改良事業費（岩舟三谷）につきましては、計画線の変更等により、用地取得の範囲が減少したこと及び入札により不用額が生じたことにより、委託料及び土地購入費の減額が主なものであります。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業費（藤岡内町）につきましては、設計業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費の補正額は600万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、国の第1次補正予算を活用し、令和4年度予定の工事を前倒し執行するため、市道14321号線（高橋）補修設計業務委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。3項2目河川改良費について説明します。補正額は2,838万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。河川排水路整備事業費につきましては、浸水対策検討業務の中で、旧赤津川の治水対策として、より効果的な対策案が示されたことから、箱森町地内の旧赤津川改修工事を中止したことにより、不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）につきましては、県による本年度分の工事が完了し、事業費及び市の負担額が確定したことにより、不用額が生じた負担金を減額するものであります。

次の雨水・浸水対策事業費につきましては、片柳町3丁目地内の東郷堀調整池を整備するための測量設計業務委託及び箱森町地内旧赤津川護岸整備工事の入札により、不用額が生じた委託料及び工事請負費を減額するものであります。

次のページをお開きください。4項1目都市計画総務費について説明します。補正額は884万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。都市計画基礎調査委託費につきまして

は、都市計画基礎調査業務委託の入札により、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の都市計画法第34条第11号区域指定業務委託費につきましては、都市計画法第34条11号指定区域の見直しに係る基礎調査業務委託の入札により、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、2目土地区画整理費の補正額は658万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、主に職員人件費において、時間外勤務手当の支払いに残額が生じることから、繰出金を減額するものであります。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、本地区の事業完了に伴う公共施設引継書作成等業務委託を発注するに当たり、業務内容を精査した結果、不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、4目公園費の補正額は525万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。太平山県立自然公園施設整備事業費につきましては、謙信平園地における展望台転落防止柵改修工事の入札により、不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

次の国民体育大会関連施設整備事業費につきましては、栃木市総合運動公園メインキュービクル更新工事の入札により、不用額が生じた工事請負費を減額するものであります。

続きまして、5目まちづくり事業費の補正額は666万6,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、昨年12月に蔵の街とちぎプラットフォームが国の補助金の内示を受け、市としても官民連携によるまちづくりを推進するため、補助金交付要綱に基づき、官民連携まちなか再生社会実験費補助金を増額するものであります。

少し飛びまして、116ページ、117ページをお開きください。11款3項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、補正額の増減はございませんが、国庫支出金の額の確定により、財源を組み合わせるものであります。

○副委員長（森戸雅孝君） 続いて、瀬下道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（瀬下敏行君） 続きまして、歳入所管関係部分についてご説明いたします。

50、51ページをお開きください。15款1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、36万4,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、復旧工事が確定したため、補助金の決定額に合わせて災害復旧事業負担金を減額するものであります。

次のページをお開きください。2項5目土木費国庫補助金につきましては、1,889万8,000円の増額であり、右の欄を御覧ください。1節道路橋りょう費補助金につきましては、3,125万円の増額でありまして、防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）及

び防災・安全交付金（子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備）におきまして、国の第1次補正予算を活用するため、今回歳出を増額しました3事業に対する交付金を増額するものではありません。

次の3節住宅費補助金につきましては、1,235万2,000円の減額でありまして、防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び社会資本整備交付金（狭あい道路整備等促進事業）の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次のページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金につきましては、説明欄を御覧ください。3行目のとちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、同補助金の決定額に合わせて減額するものであります。

次の16款2項6目土木費県補助金につきましては、504万円の減額であり、右の欄を御覧ください。1節住宅費補助金につきましては、416万5,000円の減額でありまして、民間住宅耐震改修等助成事業補助金及びブロック塀等撤去事業補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次の2節公園費補助金につきましては、87万5,000円の減額でありまして、自然公園等施設整備事業費補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。9ページをお開きください。下から3行目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額510万円につきましては、栃木県発注の急傾斜地崩壊対策工事等において、年度内に完了及び事業の精算が見込めないことから、市の負担金を繰り越すものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業の繰越明許額1,143万円につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え工事について、年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

次の2項道路橋りょう費、市道11156号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）の繰越明許額397万6,000円につきましては、用地取得において代替地の調整及び物件移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次のページを御覧ください。市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額1億812万2,000円につきましては、国の第1次補正予算の活用に伴うもの及び用地取得における移転先地の調整に期間を要し、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道23037号線道路改良事業（大平西山田）の繰越明許額15万円につきましては、用地取得において、関係地権者が契約直前に死亡したため、相続の調整に期間を要し、年度内に完了が見込めないことから、土地購入費を繰り越すものであります。

次のスマートIC整備事業の繰越明許額800万円につきましては、切土工事の施工及び発生土砂の搬出に期間を要し、受入地における整地工事が年度内に完了が見込めないことから、工事請負費

を繰り越すものであります。

次の今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）の繰越明許額6,063万円につきましては、代替地計画測量業務において、予定地との調整に時間を要し、年度内に完了が見込めないことから委託料を繰り越すもの、また拡幅工事において、電柱等の補償物件移設に時間を要したため、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道62219号線道路改良事業（岩舟静戸）の繰越明許額150万円につきましては、用地取得において、工作物等の移転に期間を要し、年度内に完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道61074号線道路改良事業（岩舟三谷）の繰越明許額320万円につきましても、用地取得において工作物等の移転に期間を要し、年度内に完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業（大平榎本）の繰越明許額1,302万円につきましては、県において永野川災害改良復旧事業により架け替える市道橋の詳細設計に期間を要し、繰越事業となったため、年度内に精算が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

次の舗装修繕事業の繰越明許額3,200万円につきましては、国の第1次補正予算を活用し、前倒し執行する工事であり、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の橋梁長寿命化修繕事業の繰越明許額3,196万円につきましては、宮の橋修繕工事発注に際し、河川管理者との協議に不測の日数が生じたため、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道各号線橋りょう補修事業の繰越明許額600万円につきましては、国の第1次補正予算を活用し、前倒し執行する橋りょう補修設計業務であり、年度内に完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

続きまして、3項河川費、雨水・浸水対策事業の繰越明許額3,410万円につきましては、測量の立入り及び工事施工に際しての借地について、地権者との調整に時間を要し、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の河川維持補修事業の繰越明許額3,030万円につきましては、大平地域の都市下水路の排水樋門開閉器の作製に不測の日数を要し、年度内に完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、4項都市計画費、まちなか土地利用計画推進事業の繰越明許額1,230万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業に遅れが生じたため、年度内に完了が見込めないことから、委託料及び補助金を繰り越すものであります。

次の大平運動公園管理の繰越明許額378万9,000円につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処

理業務において、処理施設の設備故障の影響により、搬出や処分に期間を要し、年度内に完了が見込めないことから、委託料を繰越すものであります。

次のページを御覧ください。最終行の11款3項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業（令和元年台風19号災害）の繰越明許額5,706万円につきましては、1級河川永野川の改良復旧事業との調整や県との協定に不測の日数を要し、年度内の支出が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

以上で所管関係部門の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 総合的にお聞きしたいのですが、道路関係で繰越明許費が大分多く見られるのですが、この業者関係で、災害のほうに業者が取られてしまって、今道路関係の工事ができないという状況はないですか。ちょっと総合的にお聞きします。

○副委員長（森戸雅孝君） 増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） お答え申し上げます。

災害関係ですね。昨年度は、やはり工事の施工に際しまして、災害復旧事業を優先するために、通常の工事を一時中断するとか、そういうことが幾つかございましたけれども、令和3年度の繰越し予定の工事等におきましては、災害復旧に関わる影響というのは特にございませんでした。主に用地関係等が多い、そういった繰越しの内容でございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 福富委員。

○委員（福富善明君） あまり繰越明許費が多くなると、工事関係が進みが悪いのかなということも見られますので、的確に予算立てをして、施工のほうをよろしく願います。

要望といたします。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○副委員長（森戸雅孝君） 委員の皆様にお諮りします。

休憩はいかがでしょうか。休憩しますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 10時30分に再開いたします。暫時休憩。

（午前10時14分）

○副委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第8、議案第18号 令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました、議案第18号 令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の35ページをお開きください。令和3年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,928万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,236万2,000円とするという

ものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるというものであります。

歳入歳出予算の補正について、初めに歳出から説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の232、233ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の補正額は8,928万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について、不用額が見込まれるため、減額をするものであります。

次の平川土地区画整理事業費につきましては、委託料において積算内容を精査し、当初予算額より低い金額で契約できたこと、また土地の先行買収において、当初の見込みを下回ったことなどから減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、補正予算書の230、231ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金の補正額は158万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、職員人件費の減額などにより減額するものであります。

次の3款1項1目土木債につきましては、補正額8,770万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。土地区画整理事業債につきましては、平川土地区画整理事業費の減額に伴う起債対象事業の減額によるものであります。

以上をもちまして、令和3年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 233ページ、土地購入費と書いてあるのですが、土地ですから、道路つきの土地もあれば奥の土地もあると思うのですが、その辺の要するに差額、一番上と一番下の差額というのはどのくらいあるのかお聞きします。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回平川の用地購入に当たりましては、県道つきが一番高かった金額になりまして、県道つきの宅地につきましてが1万9,800円、それ以外の道路につきましては1万3,900円、農地につきましては、県道及び幹線道路沿いが3,610円、それ以外が3,050円であります。そのほかに雑種地がありまして、雑種地に対しては農地に造成費を増加しまして6,050円という単価で土地の買収は進めております。今回は、買収できなかった分を減額させてもらうというふうな予算になっております。

○副委員長（森戸雅孝君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 土地ということだから、少し離れるのかもしれないのですが、ここに住宅が何軒か建っていたと思うのです。その辺の土地というのはここに換算される。それは、また別という形なのですか。

○副委員長（森戸雅孝君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回土地購入に当たりましては更地であるところ、住宅地のほうは除いております。

○副委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、副委員長にご一任願います。

これもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時38分）